

国立大学法人奈良教育大学教員選考規則

平成20年7月17日
制 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。)第7条第一号に定める教育職員のうち、教授、准教授、専任講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の採用及び昇任については、この規則の定めるところによる。

(選考)

第2条 教員の採用及び昇任に係る選考(以下「選考」という。)は、第5条から第9条に規定する教員の資格を有する者のうち、学則第29条に規定する教授会及び同第10条に規定する教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て学長が行う。

(公募)

第3条 教員の採用に当たっては、原則として公募により広く人材を求めるものとする。
2 公募は、公募要領を奈良教育大学(以下「本学」という。)ホームページへ掲載するほか、適当な方法により行うものとする。

(審査)

第4条 選考は、当該候補者の業績及び職務に要求される教育経験並びに教育者としての人格、識見、教育能力、研究能力又は実務能力、学会活動及び社会貢献等を総合的に審査して行うものとする。
2 昇任については、前項に定めるほか、本学での管理運営業務を加味するものとする。
3 選考のための審査基準は、別に定める。

(教授の資格)

第5条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究等を指導し、又は研究に従事することができると認められる者とする。
一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
三 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
四 実務上の業績が前号の者に準ずると認められる者
五 大学において、教授、准教授、専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)がある者
六 芸術、体育等の諸分野については、当該分野についての特殊な技能に秀でてしていると認められる者
七 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第6条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、

学生を教授し、その研究等を指導し、又は研究に従事することができるものと認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 大学において、准教授又はこれに準ずる教員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）がある者
- 四 大学において助教、専任の講師又はこれに準ずる職員として経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）がある者
- 五 高等教育機関等に勤務し、研究上の業績を有する者
- 六 芸術、体育等の諸分野については、当該分野についての技能に秀でてしていると認められる者
- 七 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（専任講師の資格）

第7条 専任講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第5条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上、研究上又は実務上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第8条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究等を指導し、又は研究に従事することができるものと認められる者とする。

- 一 第5条又は第6条に規定する教授、准教授となることのできる者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については学士の学位）又は専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 芸術、体育等の諸分野については、当該分野についての技能を有する者
- 四 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第9条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、教員の選考に関して必要な事項は、評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年7月17日から施行する。
- 2 この規則の施行日前における助教としての経歴は、准教授としての経歴とみなす。
- 3 第6条第1項第四号に規定するこれに準ずる職員としての経歴には、施行日前における助手の経歴を含むものとする。
- 4 この規則の制定により、奈良教育大学教官採用選考規程（昭和45年7月15日制定）及び奈良教育大学教官昇任選考規程（同）は、廃止する。